

報告第5号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記事件を処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて

（令和6年5月21日処分）

令和6年6月5日提出

筑西市長 須藤 茂

写

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記の事件に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

令和6年5月21日

筑西市長 須 藤 茂

記

- 1 相手方 筑西市在住個人
- 2 和解の方法

本市は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

- 3 損害賠償の額 金25,800円

## 別記

- 1 事故の種類 車両接触事故
- 2 事故の相手方 筑西市在住個人
- 3 事故の概要

令和6年2月27日午後4時30分頃、布川地内の市道において、本市職員の運転する公用車が丁字路を左折するため停車していた際、左方向から右折するために進行してきた相手方車両と接触し、公用車左前面部分及び相手方車両右前面部分が破損した。

なお、当該事故の過失割合は、相手方8割、当市2割である。